

Title	本テーマ企画にあたって
Sub Title	Introduction to the topic of the reform of the Japanese Civil Code
Author	鹿野, 菜穂子(Kano, Naoko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2011
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.19 (2011. 3) ,p.1- 2
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	豊泉貫太郎教授, マキロイロバート教授, 退職記念号 = Essays Commemorating the Retirement of PROFESSOR TOYOIZUMI KANTARO, PROFESSOR ROBERT MCILROY Presented by Their Colleagues and Former Students テーマ企画 : 民法(債権法)改正へ向けて(その1)
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20110325-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

本テーマ企画にあたって

2009年11月に、民法の債権関係とりわけ契約に関する規定の改正を検討するために、法制審議会に、民法(債権関係)部会が設置され(以下、法制審部会という)、以後約1年4ヶ月にわたって審議が行われてきた。2011年3月までには、同部会において、これまでの審議を踏まえた中間整理がとりまとめられ、同年4月に公表される予定とされている。

日本民法の財産編については、明治29年に同法が制定され同31年に施行されて以来、110年余りが経過しており、その間に、日本の取引社会にも国際的状況にも大きな変化があり、判例法理も蓄積されてきた。このような判例法理を踏まえつつ、現代の社会に対応するために、民法の財産法を改正する必要があるのではないかということについては、既に以前から指摘があったが、特に民法施行100年を迎えた1998年前後からは、しばしば指摘されるようになってきた。さらに近年の世界的な動向も、日本における民法改正の気運を高める一つの契機となったと言えよう。すなわち、一方で、「国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約ないしCISGとも呼ばれる)」やヨーロッパ契約法原則(PECL)、ユニドロワ国際商事契約法原則(PICC)など、国際的な契約法や契約準則が注目を集め、他方で、その影響もあって、ヨーロッパやアジア諸国において、国内法の改正実現や改正に向けた議論が相次いだ。日本民法の制定・解釈に大きな影響を及ぼしてきたドイツでも、2001年に債権法の大改正が実現し、これが日本でも大きく注目された。

2005年秋以降には、いくつかの研究者グループが、民法の改正についての検討を進め、試案を公表した。また一方では、2009年8月1日にウィーン売買条約が日本について発効した。法制審部会での民法(債権関係)の審議が法務大

臣の諮問を受けて開始されたのは、このような状況の中だったのである。この諮問の内容は、「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」というものであった。

今回の法制審部会での審議は、民法の財産法では日本でかつて経験しなかったほど広範囲にわたる改正の可能性を孕むものであり、それだけにその重要性は高い。そこで、慶應義塾大学においても、民法研究者を中心に研究会を開き、民法改正に関わる主要な論点について検討を加えてきた。途中からは、実務家の方々にもこの研究会にご参加頂いた。民法改正の問題は、学理上の検討だけではなく、実務的な観点からの検討も行うことが不可欠だと考えたからである。

この一連の研究会を経て、2010年11月27日には、慶應義塾大学三田キャンパスにおいて、「民法改正シンポジウム：民法(債権法)改正へ向けて——実務と学理の協働」というタイトルでシンポジウムを開いた。そこでは、まず私が法制審部会の審議全般についての簡単な紹介とコメントを述べた後、個別テーマとして、債務不履行、保証、債権譲渡の3つを取り上げ、第一の債務不履行については北居功教授と出縄正人弁護士が、第二の保証については平野裕之教授と岡伸浩弁護士が、そして第三の債権譲渡については池田真朗教授と奥国範弁護士が、それぞれ報告を行った。これらのテーマが、実務的にも学理的にも極めて重要であって、これを実務家と研究者の双方の観点から検討し議論することが、有意義だと考えられたからである。幸い、当日は、会場に入りきれないほどの多数の方にご参加を頂き、報告後の議論も活発に行われた。

今回の慶應法学におけるテーマ企画は、この昨年11月のシンポジウムでの報告内容を、当日の議論等を踏まえてまとめ、公表するものである。本号における第一弾では、上記3つのテーマについての研究者の論文を掲げている。続く第二弾では、実務家の報告内容を公表する予定である。この企画が、今般の民法改正論議に寄与するものとなれば幸いである。 (鹿野 菜穂子)